

「高齢者虐待」を防ぐには あなたの気付きが大切です —相談しやすい地域づくりを目指して—

高齢者虐待は、さまざまな要因が重なって発生しますが、介護をしている人の介護疲れやストレスが要因となっている場合が多くあります。介護に一生懸命なあまり、追いつめられて虐待に至ってしまうことも少なくありません。特に介護が長期化している場合は、周囲の配慮が必要です。また、認知症や身体機能の低下などで介護に難しさがある場合も虐待の要因となることがあります。

高齢者虐待には主に5つの種類があり、これらの虐待行為は重複して見られることがあります。



虐待の種類	具体例
身体的虐待	・平手打ちをする、つねる、殴る ・本人に向けて物を投げつける ・外から鍵を掛けて閉じ込める
介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)	・食事や水分を与えない ・適切な医療・介護を受けさせない ・劣悪な環境で生活をさせる
心理的虐待	・怒鳴る、悪口を言う ・話し掛けても無視する、聞こえないふりをする ・子ども扱いをする
性的虐待	・わいせつな行為を強要する ・裸にして放置する
経済的虐待	・本人の財産や金銭を勝手に使う ・日常生活に必要な金銭を渡さない

「高齢者虐待」は、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。介護を一人で抱えこまず、各種サービスを上手に利用することや、地域で協力して高齢者や介護する人を見守り、助け合うことが高齢者虐待の防止につながります。

圏地域支えあい課 (☎294-6289、☎294-6113)

虐待防止のための気付きのポイント!

虐待が疑われる場合の「サイン」の例として以下のものがあります。

- 身体にあざや傷がある ●汚れたままの服を着ている
- 家から、怒鳴り声や悲鳴・物を投げる音が聞こえる
- 天気が悪くても長時間外にいる姿を見掛ける ●最近姿を見掛けなくなった
- 「怖い」「怒られる」「家にいたくない」といったことを話す

高齢者や介護をする人のSOSのサインに気付くことで早期発見・早期支援につながります。サインに気付いた際には、近くの民生委員や下記の相談窓口にご相談ください。

コロナ禍の影響で以前に比べて各家庭を訪問することは難しくなっていますが、こうした中でも、できるだけ声を掛け合い、話しやすい地域でありたいと思っています。各家庭の問題に関わることは抵抗があると思いますが、まずは相談してみてください。困っている方を必要な介護サービスや支援機関へつなぐ橋渡しができると思います。



私自身も在宅介護を経験しており、その大変さは理解できるので、皆さんにとって身近な相談者でありたいと思っています。ぜひ近くの民生委員へ声を掛けてください。相談を待っています。

区民生委員児童委員協議会 月村佳子会長

相談・通報窓口

市では各区地域支えあい課の他、地域包括支援センターが通報・相談窓口となっています。介護の悩みや高齢者虐待に関することは下記地域包括支援センターにご相談ください。通報者の情報や秘密は厳守します。

センター名	住所	電話番号	対象の小学校区
中 広	三篠町一丁目8-21 2階	509-0288	大芝・三篠・広瀬小の一部
観 音	観音町16-9 3階	292-3582	天満・観音・南観音
己斐・己斐上	己斐本町二丁目7-13	275-0087	己斐・己斐上・己斐東
古 田	古江東町5-3-104	272-5173	山田・古田台・古田・高須
庚 午	草津東二丁目8-5	507-1210	庚午・草津
井口台・井口	井口二丁目5-19	501-6681	鈴が峰・井口台・井口・井口明神

高齢者虐待は他人事ではありません。虐待を防ぐには、高齢者に対してはもちろん、その介護者への支援も大切です。介護をしている人は、介護に疲れたと感じたときには、地域包括支援センター、民生委員やケアマネジャー、身近な人でも誰でもいいので、迷わずSOSを出してください。最初は小さな声でも、地域の中でそうした変化に気付くことが、やがて大きな助けにつながることは少なくありません。みんなが声を掛け合えるような地域づくりを、皆さんと一緒に目指していきたいです。



観音地域包括支援センター 三好典子センター長

在宅生活継続支援事業

在宅の要介護高齢者を介護する家族に、介護に関する情報提供や助言などの相談支援や集いの場を提供し、在宅介護を続けるための手助けをしています。「日々の介護について相談したい」「介護の方法を教えて欲しい」などあれば、下記施設にご相談ください。ケアマネジャーを通しての相談もできます。

高齢者を介護する家族をサポートする上で最も大切にしていることは、「話を聴くこと」。介護の形は一人一人違うので、抱えている困り事も十人十色です。悩みを傾聴したり、改善策を提案したりして、その人に合ったサポートをするよう心掛けています。今、介護をしている人には「頑張らないで」と伝えたいです。不安なことや心配なことがあればお電話してください。まだ身近な人の介護をしていない人は、ちょっと先の未来をイメージしてみてください。介護は突然始まります。日頃から身近な相談先を知っておくことも大事なことだと思います。



圏事業実施施設:特別養護老人ホーム 三滝苑(三滝本町二丁目1-1-27)
(☎237-8811(代表)、☎237-8813 月曜日～金曜日の8:30～17:00)

相談支援員 西山美雪さん



11月9日(火)～11月15日(月) 秋季全国火災予防運動

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

西区で活躍する少年消防クラブと女性消防士を紹介します。
圏西消防署予防課(☎232-0381、☎232-3293)



己斐地区少年消防クラブ



住宅用火災警報器

点検ボタンを押すか、ひもを引っ張って!

己斐地区少年消防クラブでは、戸建住宅を訪問し、住宅用火災警報器の点検をお願いするなど、火災予防のための活動をしています。

クラブメンバーを募集しているので、一緒に活動してみませんか。詳しくは西消防署予防課へ。

【住宅防火 いのちを守る 4つの習慣】

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

命を守るため、4つの習慣ができているか確認しましょう。日頃から意識することが大切です。

女性消防士、頑張っています



西消防署 山根消防士



西消防署で勤務する山根消防士

西消防署で勤務する山根消防士に、意気込みを聞きました。「今年度から、救急隊員として働いています。救急車を呼ぶことは誰もが不安だと思いますが、そんな不安を少しでも和らげていけるよう、優しく声掛けのできる救急隊員になります」